

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(第1条省略)</p> <p style="text-align: center;">(通用区間)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。</p> <p style="text-align: center;">(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 次条第1号から第10号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間<u>(横浜市外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。)</u></p> <p style="text-align: center;">(アからエまで省略)</p> <p>(5) 次条第11号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統(川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年川崎市交通部規程第6号)第3条に規定する協議運行系統をいう。)の区間であって、次条第1号から第10号までのいずれかに掲げる者と共同で運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間<u>(横浜市外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">(第1条省略)</p> <p style="text-align: center;">(通用区間)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。</p> <p style="text-align: center;">(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 次条第1号から第10号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間</p> <p style="text-align: center;">(アからエまで省略)</p> <p>(5) 次条第11号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統(川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年川崎市交通部規程第6号)第3条に規定する協議運行系統をいう。)の区間であって、次条第1号から第10号までのいずれかに掲げる者と共同で運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>